

第2次太子町人権行政推進プラン具体的な取組調査票

資料1

No.	人権課題	具体的な取組	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
1	1. 子どもの人権	①子どもの人権に関する教育・啓発の充実	子どもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、子どもの基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めます。	人権啓発事業	子どもの人権を守る部会 ・親子映画会 ・研修会 ・啓発グッズ ・冬のイベント	住民人権課	太子町人権協会 子どもの人権を守る部会	令和6年度 ・映画会 234人 ・研修会 11人 ・冬のイベント 251人 ・ペットボトルカバー(300個)、トイレトペーパー(300個)配布	映画会、イベント等のみ。	現状維持	大人が子どもの人権を考える啓発を行う。	
2	1. 子どもの人権	①子どもの人権に関する教育・啓発の充実	子どもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、子どもの基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めます。	人権啓発事業	人権啓発推進大会 ・講演会	住民人権課	太子町人権協会	令和3年度 講演会40人	高齢者の参加が多い。人権課題が多く継続して啓発できない。	現状維持	他の人権課題もあるが定期的に行う。	
3	1. 子どもの人権	①子どもの人権に関する教育・啓発の充実	子どもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、子どもの基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めます。	人権啓発事業	子どもの人権を守る部会 ・幼稚園との合同研修会	住民人権課	太子町人権協会 子どもの人権を守る部会 町立幼稚園	令和6年度 ・合同研修会 38人 (別紙)		現状維持	他の幼稚園・保育園等でも実施していく。	
4	1. 子どもの人権	①子どもの人権に関する教育・啓発の充実	子どもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、子どもの基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めます。	人権啓発授業	人権意識の啓発に関する授業の実施	教育総務課		町立小中学校 児童生徒	授業に係る資料の準備が困難である。	現状維持	子どもたちの発達段階に応じた人権教育を実施していく。	
5	1. 子どもの人権	①子どもの人権に関する教育・啓発の充実	子ども自身が自己の権利を自覚するとともに、他の人を思いやることができるよう、人権教育推進協議会などと連携し、人権教育を推進します。	人権啓発授業	人権意識の啓発に関する授業の実施	教育総務課		町立小中学校 児童生徒 学校が楽しいと答える子の割合の増加		現状維持	子どもたちの発達段階に応じた人権教育を実施していく。	

6	1. 子どもの人権	①子どもの人権に関する教育・啓発の充実	子どもの性被害を防止するため、子どもの育ちに合わせた性教育を推進します。	性教育	性教育に関する授業の実施	教育総務課		子どもたちにおける性に関する理解が深まった		現状維持	子どもたちの発達段階に応じた性教育を実施していく。	
7	1. 子どもの人権	②職員研修の強化	体罰によるしつけは虐待にあたることなど、職員・教職員が子どもの人権について意識を高める研修に取り組みます。	職員研修	国際人権規約連続学習会	秘書政策課	世界人権宣言大阪連絡会議	令和6年度 延べ1人	研修機会の確保	現状維持	引き続き、町主催の研修だけではなく人権団体主催の研修も活用しながら、研修機会の確保に努める。	
8	1. 子どもの人権	②職員研修の強化	体罰によるしつけは虐待にあたることなど、職員・教職員が子どもの人権について意識を高める研修に取り組みます。	教職員研修	体罰防止に関する研修	教育総務課		体罰事案の防止 (別紙)	研修講師の人選	現状維持	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。	
9	1. 子どもの人権	③子どもへの人権侵害などの対策強化	支援を必要とする保護者に対して定期的な訪問・見守りや相談支援などを行い、不安やストレスを軽減することで児童虐待の予防に努めます。	子ども子育て支援事業	養育支援訪問事業 子育て世帯訪問支援事業 短期入所支援事業	子育て支援課	いきいき健康課	令和6年度 ・専門的助言 34世帯67件 ・家事育児支援 13世帯80件 ・短期入所支援 6世帯146件	利用支援のための人材の確保と連携が必要	拡大	子ども・子育て支援事業の拡充を図り、各関係機関と連携し、各機関の機能や役割を生かしながら、支援につなげる。 コーディネート人材の確保に努める。	
10	1. 子どもの人権	③子どもへの人権侵害などの対策強化	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校における児童・生徒や保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めます。	カウンセリング	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが、学校における児童・生徒や保護者の抱える問題の早期発見・早期対応する。	教育総務課		児童生徒、保護者の不安の解消 (別紙)	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの派遣回数が少なく、予約が数か月先になってしまう。他市と比べて新たにSSWが集まりにくい。	現状維持	子ども、保護者の気持ちに寄り添った指導を実施していく。	
11	1. 子どもの人権	③子どもへの人権侵害などの対策強化	いじめ、不登校、家庭に居場所がないなどの子どもに必要な支援を図ります。	子ども子育て支援事業	子育て連携支援による生活等支援事業	子育て支援課	教育委員会、小中学校、委託事業者	令和6年度 利用世帯 7世帯 (318人)	支援が必要な世帯の把握に努める必要がある。	拡大	学習面の支援だけでなく生活支援に重きをおいて、個別具体的な児童・保護者のニーズに応えられるような事業展開を目指す。	

第2次太子町人権行政推進プラン具体的な取組調査票

資料1

12	1. 子どもの人権	④子育て相談・支援体制の充実	子育て世代包括支援センターを中心として、子育てに関する相談支援体制や情報提供体制の充実を図ります。	人権啓発事業	人権相談 広報誌	住民人権課	大阪法務局	令和6年度 広報たいし8月号 子どもの人権相談強化月間	広報誌のみ。	現状維持	引き続き広報周知を行う。	
13	1. 子どもの人権	④子育て相談・支援体制の充実	子育て世代包括支援センターを中心として、子育てに関する相談支援体制や情報提供体制の充実を図ります。	子ども子育て支援事業	子どもが18歳になるまで切れ目のない支援を、いきいき健康課、子育て支援課、教育委員会とともに連携し、相談・支援の対応を行っている。	子育て支援課	いきいき健康課 教育委員会	令和6年度 利用者支援事業 相談対応件数603件 3課連携会議の実施	就学することで今までの支援が切れてしまうことがある。	拡大	こども家庭センターを設置し、就学しても継続して相談・支援の継続を目指し関係機関が連携できる機能を確立する。 3課による合同の支援会議を行う。	
14	1. 子どもの人権	⑤子育て支援のネットワークづくり	子育て家庭が社会や地域で孤立しないよう、保護者同士の交流機会の提供や、地域で活動する民生委員児童委員、NPO法人や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域で子どもや子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。	子ども子育て支援事業 重層的支援体制整備事業（一部）	①地域子育て支援センター ②すこやかホール開放 ③私立園の園庭開放 ④おひさま広場 ⑤子育てネットワーク会議の実施	子育て支援課	保育所、幼稚園、社会福祉協議会、NPO法人、民生委員・児童委員協議会 児童発達支援事業所など	令和6年度 ①述べ1079組 ②述べ216人 ③月1回開催(2ヶ所) ④述べ486組 ⑤2回 (別紙)	利用人数が多くなると、スペースが狭い、気軽に相談しにくい面もみられる。	現状維持	各関係機関と連携し、子育て家庭が社会や地域で孤立しないように居場所の確保や相談機能の連携強化と充実等を目指す。新たな機関も巻き込み、ネットワーク体制の拡充を図る。	
15	1. 子どもの人権	⑥ひとり親家庭への自立の支援	経済的負担の軽減を通じて自立を支援していくことは、親から子への貧困の連鎖防止にもつながるため、ハローワークなどと連携して就労に関する支援を実施します。	地域就労支援事業	・啓発パンフレット ・啓発冊子	観光産業課	大阪府 雇用促進広域連携協議会 ハロワーク河内長野 南河内地域若者サポートステーション	・啓発パンフレット等の配架 ・広域で行っている「雇用促進広域連携協議会」で南河内合同就職面接会＆説明会を開催し、ひとり親家庭への相談業務を実施。 ・出張就労相談の実施	ひとり親家庭を支援する部局との連携と周知方法の検討	現状維持	・LINEやデジタルサイネージを活用し、積極的な広報周知を行う。 ・相談できる機会や方法を増やす。	
16	2. 女性の人権	①男女共同参画への教育・啓発の推進	「第2次太子町男女共同参画推進計画」と連動して、女性の人権が尊重されるまづくりに努めます。	人権啓発事業	南河内男女共同参画社会研究会 ・啓発グッズ 広報誌	住民人権課	南河内男女共同参画社会研究会(太子町・河南町・千早赤阪村)	令和6年度 講演会の開催96人 広報たいし6月号 「男女共同参画週間」 「太子町の男女共同参画の状況」	第2次太子町男女共同参画推進計画の取り組み。	現状維持	太子町単独での取組を考える。	
17	2. 女性の人権	①男女共同参画への教育・啓発の推進	女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくりに努めるとともに、女性に対する暴力根絶に向けての啓発及び情報の提供に努めます。	人権啓発事業	DV防止及び被害者の保護等啓発チラシ、カード 広報誌	住民人権課	大阪府女性相談センター 富田林子ども家庭センター	令和6年度 啓発チラシ、カード配布 広報たいし4月号 「若年層の性暴力被害予防月間」 「困難な問題を抱える女性の相談窓口」 広報たいし11月号 「女性の人権ホットライン」、「女性に対する暴力をなくす運動」 「困難な問題を抱える女性の相談窓口」	啓発チラシ、カードのみ。	現状維持	引き続き広報周知を行う。	

18	2. 女性の人権	②職員研修の強化	職員・教職員が男女共同参画への理解を深めるための研修機会を設け、男女共同参画の視点で職員の能力開発と人材育成に努めます。	職員研修	国際人権規約連続学習会 部落解放・人権夏期講座 南河内男女共同参画社会研究会講演会	秘書政策課	世界人権宣言大阪連絡会議 部落解放・人権研究所 南河内男女共同参画社会研究会	令和6年度 延べ12人	研修機会の確保	現状維持	引き続き、町主催の研修だけではなく人権団体主催の研修も活用しながら、研修機会の確保に努める。	
19	2. 女性の人権	②職員研修の強化	職員・教職員が男女共同参画への理解を深めるための研修機会を設け、男女共同参画の視点で職員の能力開発と人材育成に努めます。	教職員研修	町立小中学校教職員に対する研修会	教育総務課	大阪府教育センター	教職員における男女共同参画への理解の向上 (別紙)	研修講師の人選	現状維持	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。	
20	2. 女性の人権	③人権相談の充実	女性に対するセクシュアル・ハラスメントやDVなど様々な悩みに対応できるよう大阪府などと連携を図り、相談体制の充実に努めます。	人権啓発事業	人権相談 広報誌	住民人権課	大阪府女性相談センター 富田林子ども家庭センター 大阪法務局	令和6年度 人権相談10件 内、女性相談9件 内、女性問題4件 (困難女性支援事業 へ7ケース) 広報たいし11月号 「女性の人権ホットライン」 人権相談員2人養成 (別紙)	相談員として経験を積む機会が少ない。	拡大	女性の人権相談員を養成する。 DV相談員を養成する。 女性相談支援員を設置し、相談体制を整備する。 様々な研修に参加する。	
21	2. 女性の人権	④関係機関との連携	庁内に設置している「男女共同参画施策推進本部」において、施策を総合的に推進できるよう庁内推進体制の一層の強化を図ります。	人権啓発事業	第2次太子町男女共同参画推進計画の取組状況の点検	住民人権課	男女共同参画施策推進本部	令和6年7月8日 第1回男女共同参画施策推進本部会議 令和6年9月11日 第2回男女共同参画施策推進本部会議 令和6年11月28日 第3回男女共同参画施策推進本部会議 令和7年3月17日 第4回男女共同参画施策推進本部会議	なかなか庁内に浸透しない。	現状維持	庁内推進体制を強化する。	
22	2. 女性の人権	④関係機関との連携	大阪府女性相談センター、南河内男女共同参画社会研究会、企業、団体など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。	人権啓発事業	女性相談をつなぐ	住民人権課	大阪府女性相談センター 富田林子ども家庭センター	令和6年度 人権相談10件 内、女性相談9件 内、女性問題4件 (困難女性支援事業 へ7ケース)	女性相談支援員と連携する。 児童虐待と連携する。	現状維持	引き続き連携を図る。	
23	3. 女性の人権	④関係機関との連携	大阪府女性相談センター、南河内男女共同参画社会研究会、企業、団体など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。	困難女性支援事業	困難な問題を抱える女性の相談支援	住民人権課	大阪府女性相談センター 富田林子ども家庭センター 関係機関	令和6年度 相談支援7ケース	児童虐待と連携する。	拡大	多機関と連携する。	

24	3. 障がいのある人の人権	①障がいのある人の人権に関する教育・啓発の充実	障がいへの正しい理解を深めるための教育・啓発。また、障がいのある人自身への権利の教育・啓発活動に取り組みます。	教職員研修	町立小中学校教職員に対する研修会の実施	教育総務課	大阪府教育センター	教職員における支援教育の理解が深まった (別紙)	研修講師の人選	現状維持	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。
25	3. 障がいのある人の人権	①障がいのある人の人権に関する教育・啓発の充実	障がいのある人に対する誤解や偏見をなくし、障がいを理由とする差別の解消や虐待防止に向けた意識啓発を行います。	人権啓発事業	人権啓発推進大会・講演会・啓発パンフレット	住民人権課	太子町人権協会	令和3年度啓発パンフレット配布 平成31年度講演会80人啓発パンフレット500冊配布	人権課題が多く継続して啓発できない。	現状維持	他の人権課題もあるが定期的に行う。
26	3. 障がいのある人の人権	①障がいのある人の人権に関する教育・啓発の充実	障がいのある人に対する誤解や偏見をなくし、障がいを理由とする差別の解消や虐待防止に向けた意識啓発を行います。	心身障がい者事業	障がい者週間の啓発	福祉介護課	太子町身体障害者福祉協議会 太子町手をつなぐ親の会	令和6年度町立中学一年生全員に啓発物品(クリアファイル)配布		現状維持	継続して行う。
27	3. 障がいのある人の人権	②職員研修の強化	職員・教職員に対して、障害者差別解消法における合理的配慮の提供など、各法に基づく知識や適切な対応を身につけるための研修実施に努めます。	職員研修	新規採用職員研修 国際人権規約連続学習会	秘書政策課	世界人権宣言大阪連絡会議 部落解放・人権研究所	令和6年度延べ32人	研修機会の確保	現状維持	引き続き、町主催の研修だけではなく人権団体主催の研修も活用しながら、研修機会の確保に努める。
28	3. 障がいのある人の人権	②職員研修の強化	職員・教職員に対して、障害者差別解消法における合理的配慮の提供など、各法に基づく知識や適切な対応を身につけるための研修実施に努めます。	教職員研修	町立小中学校教職員に対する研修会の実施	教育総務課	大阪府教育センター 富田林支援学校	教職員における支援教育への理解が深まった (別紙)	研修講師の人選	拡大	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。
29	3. 障がいのある人の人権	③ともに学び、ともに育つ(インクルーシブ教育)の推進	個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めます。また、小・中学校における「多様な学びの場」を確保するとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ教育」の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。	教職員研修	町立小中学校教職員に対する研修会の実施	教育総務課	大阪府教育センター 富田林支援学校	教職員における支援教育への理解が深まった (別紙)	研修講師の人選	拡大	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。

30	3. 障がいのある人の人権	④雇用促進と就労支援の充実	福祉的就労の機会重要であり、日中活動、社会参加、就労訓練の機会を提供する事業所など、関係機関を通じ、広報活動や雇用体制の整備を促進します。	心身障がい者事業	仕事先の紹介、ハローワークへの同行。	福祉介護課	科長の郷 南河内南障がい者就業・生活支援センター	令和6年度 就職先の内定 2人	高齢になるほど就職先が少ない。	現状維持	継続して行う。	
31	3. 障がいのある人の人権	⑤福祉サービスや相談体制の充実	障がいのある人の多様なニーズに対応するため、社会福祉協議会や保健・医療・福祉の関係機関などが連携したサービスの提供に努めます。	障がい者自立支援給付等事業	計画相談、個別計画相談。	福祉介護課	太子町社会福祉協議会 科長の郷	令和6年度 計画相談支援者数 32人 (ひきこもりの人がグループホームへ入所することができたなど)		現状維持	継続して行う。	
32	3. 障がいのある人の人権	⑤福祉サービスや相談体制の充実	障がいのある人に合理的配慮を行うとともに、必要な援助を受けることができるよう権利擁護について周知し、相談しやすい体制の整備を図ります。	障がい者自立支援給付等事業	障がい者出張相談。	福祉介護課	太子町社会福祉協議会 科長の郷 障がい者相談員(身体・知的)	令和6年度 権利擁護件数 14件	相談員の周知。	現状維持	継続して行う。	
33	4. 高齢者の人権	①高齢者の人権に関する教育・啓発の充実	高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域社会の実現に向けて意識啓発を行います。	在宅医療・介護連携推進事業	会議開催 研修会 啓発冊子	いきいき健康課 地域包括支援センター	太子町地域包括支援センター 太子町社会福祉協議会 富田林医師会 富田林歯科医師会 富田林薬剤師会 富田林保健所 職能団体	・他職種連携研修会(3回) ・私の想いおぼえ書きノート配布	会議等で抽出された課題について他機関と協働して検討していく必要がある	現状維持	地域住民及び関係機関等に会議や勉強会、研修会等で実施し、意識啓発を行っていく。	SASAE愛太子協議体・勉強会については、福祉介護課にて報告
34	4. 高齢者の人権	①高齢者の人権に関する教育・啓発の充実	高齢者が、地域社会の一員として様々な活動の場に参加し、生きがいをもって暮らせるよう、世代間交流などを通じた教育活動に取り組みます。	介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 重層的支援体制整備事業(一部)	高齢者交流サロン運営補助及び活動支援 元気ぐんぐんトレーニング活動支援 介護予防サポーター育成男のたまり場活動支援	いきいき健康課 地域包括支援センター	太子町地域包括支援センター 太子町社会福祉協議会	・高齢者交流サロン11か所 ・元気ぐんぐんトレーニング24か所 ・介護予防サポーター54人 ・男のたまり場13人	新規の参加者、特に男性参加者が少ない。	現状維持	新規参加者、特に男性が参加したくなる事業展開を検討し、高齢者がいきいきと活動できる支援を行っていく。	
35	4. 高齢者の人権	②職員研修の強化	職員、保健福祉サービスを提供する従事者に対して、意識啓発や資質を向上するための研修を行い、高齢者の人権と人格を尊重したサービスの実施を推進していきます。	権利擁護事業	大阪府等が開催する高齢者虐待対応職員研修へ参加し職員の対応能力を高める。	福祉介護課	大阪府	令和6年度 高齢者虐待対応職員研修		現状維持		

36	4. 高齢者の人権	③相談体制・機能の充実	地域包括支援センターをはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。	地域包括支援センター総合相談事業 重層的支援体制整備事業	総合相談 在宅介護支援センター事業 ぐんぐん通信・作成・配布 啓発冊子 広報紙	いきいき健康課 地域包括支援センター	太子町地域包括支援センター 太子町在宅介護支援センター	・総合相談件数860件 ・ぐんぐん通信配布 ・在宅介護支援センター広報周知 ・認知症ケアパス配布	地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携体制及び周知方法の見直し	現状維持	様々な高齢者相談に対応できるよう、相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境整備に努める。	
37	4. 高齢者の人権	③相談体制・機能の充実	保健センターや社会福祉協議会など、あらゆる関係機関を窓口として、民生委員児童委員などとも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。	地域包括支援センター総合相談事業 介護予防把握事業 重層的支援体制整備事業（一部）	総合相談 ランチ型総合相談事業 ぐんぐん通信・作成・配布 ふれんど訪問	いきいき健康課 地域包括支援センター	太子町地域包括支援センター 太子町在宅介護支援センター 太子町社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会	総合相談件数 860件 ふれんど訪問 199件	家庭状況が抱える問題が複雑・多様化しており、高齢者のみの問題ととらえることが難しくなっている。	現状維持	複雑・多様化する問題について他機関と協働して支援できる体制の充実を図ります。	
38	4. 高齢者の人権	③相談体制・機能の充実	生活困窮状態にある高齢者に対して、自立支援相談機関「はーと・ほっと相談室」と連携した相談支援を行います。	地域福祉コーディネーターの配置事業	障がい者、生活困窮者の要支援者の相談支援を行うため、地域における要援護者等が住み慣れた地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるようコーディネーターを配置している	福祉介護課	富田林子ども家庭センター	令和6年度 地域福祉コーディネーター 1人配置		現状維持		
39	4. 高齢者の人権	④情報提供機能の充実	認知症高齢者の家族が参加する「高齢者介護家族のつどい」など、支援を必要とする住民への適切な情報提供を行います。	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員の配置 認知症ケアパスの配布等	いきいき健康課 地域包括支援センター	地域包括支援センター 高齢者介護家族のつどい 居宅介護支援事業所等	・認知症ケアパス配布 ・ぐんぐん通信配布 ・高齢者介護家族のつどいチラシ作成補助 ・認知症地域支援推進員による地域での認知症施策のコーディネート ・認知症座談会の開催(4回)	・コロナ禍によりキャラバンメイトの活動が縮小し、住民への啓発の機会が少なくなっている。 ・認知症当事者からの意見を聞く機会が不足している。	現状維持	認知症に関する情報提供に努め、誰もが気軽に参加できる認知症カフェの実施を検討する。	
40	4. 高齢者の人権	④情報提供機能の充実	就労を希望する高齢者の社会参加を促進するため、生きがい人材センターと連携し、情報提供や就業機会の確保に努めます。	地域福祉コーディネーターの配置事業	高齢者の就労支援を行うため、社協のCSW等と連携し、地域において生きがいを持ち安心して暮らすことができるようコーディネーターが支援している。	福祉介護課	太子町社会福祉協議会 富田林子ども家庭センター	生きがい人材センターや地域の支え合いサービス等を紹介し、生きがいにつながっている。		現状維持		
41	4. 高齢者の人権	⑤高齢者の虐待防止や孤立防止の強化	高齢者虐待の早期発見・早期対応ができる体制の整備に努めるとともに、地域包括支援センターなどと協力して対応を行います。	権利擁護事業 重層的支援体制整備事業（一部）	高齢者虐待相談・対応・啓発事業	いきいき健康課 地域包括支援センター	地域包括支援センター 富田林警察 大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターひまわり リーガルサポート大阪支部 大阪府行政士会（コスモス）	高齢者虐待相談：2件 広報・ぐんぐん通信での啓発	虐待の対応件数が少なく対応のノウハウが蓄積しにくい状況	現状維持	包括支援センター内及び関係機関との連携を強化し、研修の機会を得ることで職員の実力の向上を図る。	

42	4. 高齢者の人権	⑤高齢者の虐待防止や孤立防止の強化	孤立死の防止のために、「安心太子見守りネットワーク」において地域住民や見守り協力員・事業所、民生委員児童委員などと連携し、見守り活動を強化します。	安心太子見守りネットワーク	地域の住民、社会福祉協議会、コミュニティーソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、太子町、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが連携して、ゆるやかな見守り（声かけ、話し相手、電話をかける等）を、気にかけて見守っている。	福祉介護課	太子町社会福祉協議会	通年にわたって見守り実施 登録者数 73人		現状維持	登録者をより増やしていく。	
43	5. 同和問題（部落差別）	①同和問題（部落差別）に関する教育・啓発の推進	「太子町人権教育基本方針」に基づき、学校教育を通じて同和問題に対する認識を深め、部落差別を許さない意識啓発に努めます。	教職員研修	町立小中学校教職員に対する研修会の実施	教育総務課	向野まちづくり協議会	教職員における部落問題に係る理解が深まった。		拡大	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。	
44	5. 同和問題（部落差別）	①同和問題（部落差別）に関する教育・啓発の推進	同和問題を知る機会を提供し、正しい理解を広め、差別の解消を図るため、人権問題講演会の開催や広報紙・啓発冊子などにより効果的な啓発活動に努めます。	人権啓発事業	啓発冊子 広報誌	住民人権課	大阪府 大阪府人権協会 太子町人権協会	令和6年度 啓発冊子配布 広報たいし10月号		現状維持	引き続き広報周知を行う。	
45	5. 同和問題（部落差別）	①同和問題（部落差別）に関する教育・啓発の推進	同和問題を知る機会を提供し、正しい理解を広め、差別の解消を図るため、人権問題講演会の開催や広報紙・啓発冊子などにより効果的な啓発活動に努めます。	人権啓発事業	人権啓発推進大会・講演会	住民人権課	太子町人権協会	令和4年度 講演会32人	高齢者の参加が多い。 人権課題が多く継続して啓発できない。	現状維持	他の人権課題もあるが定期的に行う。	
46	5. 同和問題（部落差別）	①同和問題（部落差別）に関する教育・啓発の推進	同和問題を知る機会を提供し、正しい理解を広め、差別の解消を図るため、人権問題講演会の開催や広報紙・啓発冊子などにより効果的な啓発活動に努めます。	人権啓発事業	フィールドワーク	住民人権課	太子町人権協会	令和6年度 参加者23人	高齢者の参加が多い。	現状維持	他の人権課題もあるが定期的に行う。	
47	5. 同和問題（部落差別）	②職員研修の強化	職員・教職員が、同和問題を自らの課題としてとらえ、解決に向けて行動できるような研修や学習機会の充実に努めます。	職員研修	新規採用職員研修 国際人権規約連続学習会 世界人権宣言70周年記念大阪集会 部落解放研修第57回全国集会 第39回人権啓発研修集会 部落解放・人権夏期講座	秘書政策課	世界人権宣言大阪連絡会議 部落解放同盟中央本部 部落解放・人権研究所	令和6年度 延べ41人	研修機会の確保	現状維持	引き続き、町主催の研修だけでなく人権団体主催の研修も活用しながら、研修機会の確保に努める。	

48	5. 同和問題(部落差別)	②職員研修の強化	職員・教職員が、同和問題を自らの課題としてとらえ、解決に向けて行動できるような研修や学習機会の充実に努めます。	教職員研修	町立小中学校教職員に対する研修会の実施	教育総務課	向野まちづくり協議会	教職員における同和問題に係る理解が深まった		拡大	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。	
49	5. 同和問題(部落差別)	③人権相談の充実・機能強化	庁内の様々な相談窓口のネットワーク化を図り、安心して相談できる人権相談窓口の充実に努めます。	人権啓発事業	人権相談	住民人権課	庁内各相談窓口	令和6年度 人権相談員2人養成 (別紙)	人権相談員として経験を積む機会が少ない。	拡大	ネットワーク化を図る。 人権相談員を養成する。 様々な研修に参加する。	
50	5. 同和問題(部落差別)	④関係機関との連携	同和問題の解決へ向け、太子町人権協会などと連携を図るとともに、大阪府、町村長会、大阪府人権協会などの協力体制を促進します。	人権啓発事業	協力体制	住民人権課	大阪府 町村長会 大阪府人権協会 太子町人権協会			現状維持		
51	5. 同和問題(部落差別)	④関係機関との連携	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会と連携し、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない職場づくりの促進に努めます。	人権啓発事業	街頭啓発 各種研修会	住民人権課	大阪府企業人権協議会 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野	例年6月第1週 街頭啓発 令和5年度 同和・人権問題啓発 講座1人		現状維持		
52	6. 外国人の人権	①外国人の人権に関する教育・啓発の推進	外国の人々の生活や文化に関する体験学習などを通じて多文化教育を進め、お互いの違いを認め合い、共に生きる児童・生徒をばくむ学校教育を推進します。	人権授業	外国人理解教育	教育総務課		児童生徒が外国にルーツを持つ人への理解が深まった。 (別紙)	教材や資料の準備	現状維持	外国にルーツを持つ児童生徒や保護者が、今後増えることが予想されるため、引き続き授業を実施していく。	
53	6. 外国人の人権	①外国人の人権に関する教育・啓発の推進	歴史的・地理的に関係が深いアジア諸国などの人々に対する偏見や差別を解消するため、正しい文化・歴史認識を学ぶ生涯学習や教育・啓発活動の充実に努めます。	人権授業	外国人理解教育	教育総務課		児童生徒が外国にルーツを持つ人への理解が深まった。 (別紙)	教材や資料の準備	現状維持	外国にルーツを持つ児童生徒や保護者が、今後増えることが予想されるため、引き続き授業を実施していく。	

54	6. 外国人の人権	①外国人の人権に関する教育・啓発の推進	歴史的・地理的に関係が深いアジア諸国などの人々に対する偏見や差別を解消するため、正しい文化・歴史認識を学ぶ生涯学習や教育・啓発活動の充実に努めます。	人権教育事業	人権作品コンクール	生涯学習課	太子町人権教育推進協議会	令和6年度 総応募数637作品 (内訳) 標語の部:423作品 詩の部:70作品 ポスターの部:144作品	応募者数の減少	現状維持	町内の園児、児童、生徒が自らの人権意識に基づいて作品を作り上げ、またそれを表彰することにより、より一層の人権意識の向上を図る。	
55	6. 外国人の人権	②職員研修の強化	職員・教職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、お互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、研修や学習機会の充実に努めます。	職員研修	国際人権規約連続学習会 部落解放・人権夏期講座	秘書政策課	世界人権宣言大阪連絡会議 部落解放・人権研究所	令和6年度 延べ8名	研修機会の確保	現状維持	引き続き、町主催の研修だけではなく人権団体主催の研修も活用しながら、研修機会の確保に努める。	
56	6. 外国人の人権	②職員研修の強化	職員・教職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、お互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、研修や学習機会の充実に努めます。	教職員研修	教職員に対する研修会	教育総務課		教職員における外国人の人権への理解が深まった (別紙)	研修講師の人選	現状維持	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。	
57	6. 外国人の人権	③相談体制の充実	大阪府国際交流財団や近隣の国際交流協会などと連携しながら、外国人が安心して地域で生活できるよう、困ったときに相談しやすい体制の充実に努めます。	人権啓発事業	人権相談 啓発チラシの配架	住民人権課	大阪府国際交流財団 国際交流協会	令和6年度 啓発チラシの配架	外国人が増加している。	現状維持	外国語表記等を検討する。	
58	7. 職場などにおけるハラスメント	①ハラスメントに対する理解の促進	あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、様々な機会において認識・理解を深めるための啓発・広報活動に取り組みます。	職員研修	南河内郡町村職員研修協議会 国際人権規約連続学習会	秘書政策課	世界人権宣言大阪連絡会議 部落解放・人権研究所	令和6年度 延べ74人 (別紙)	研修機会の確保	拡大	引き続き、町主催の研修だけではなく人権団体主催の研修も活用しながら、研修機会の確保に努める。	
59	7. 職場などにおけるハラスメント	①ハラスメントに対する理解の促進	あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、様々な機会において認識・理解を深めるための啓発・広報活動に取り組みます。	教職員研修	教職員に対する研修会	教育総務課		教職員における各種ハラスメントへの理解が深まった	研修講師の人選	拡大	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。	

60	7. 職場などにおけるハラスメント	②ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実	職場におけるパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントをなくすため、企業に対する積極的な啓発・広報活動に取り組みます。	人権啓発事業	啓発チラシ 研修会	住民人権課	大阪府企業人権協議会 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野			拡大	積極的な広報周知を行う。	
61	7. 職場などにおけるハラスメント	②ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実	ハラスメントに悩んでいる人のために、各種相談窓口に関する情報提供を行います。	人権啓発事業	人権相談	住民人権課	大阪府企業人権協議会 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野			拡大	積極的な広報周知を行う。	
62	7. 職場などにおけるハラスメント	③関係機関との連携	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会と連携し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進に努めます。	人権啓発事業	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会	住民人権課	大阪府企業人権協議会 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野	例年 総会・講演会		拡大		
63	8. インターネット上の人権侵害	①インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進	インターネットの利用にあたって、個人情報や人を傷つける情報を流さないよう、適正利用に関する啓発と教育に取り組みます。	人権啓発事業	啓発チラシ	住民人権課	大阪府 太子町人権協会	令和5年度 小中学校を通じて全児童生徒に啓発チラシ配付 令和4年度 啓発チラシ配布 平成31年度 太子町人権協会 研修会16人		拡大	引き続き広報周知を行う。 また、情報モラル教育の啓発を行う。	
64	8. インターネット上の人権侵害	①インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進	インターネットの利用にあたって、個人情報や人を傷つける情報を流さないよう、適正利用に関する啓発と教育に取り組みます。	人権に関する授業	ICT活用に係る個人情報等に関する授業	教育総務課	児童生徒がICTに係る個人情報に関する理解が深まった。 (別紙)	教材や資料の準備		拡大	今後、情報機器やネットの利用によるトラブルが生起することが予想されるため、引き続き授業を実施していく。 また、地域社会や保護者との連携も強化し、全体としての取り組みを進めていく。	
65	8. インターネット上の人権侵害	②人権侵害への対応	SNSやインターネット上での人権侵害については、法務局などの関係機関と連携しながら迅速な対応を行い、相談、支援に努めます。	人権啓発事業	インターネットモニタリング 削除要請	住民人権課	大阪法務局 大阪法務局富田林支局	令和4年度 2月よりモニタリング事業の実施 平成31年度 削除要請1件	法務局はどのように対応したか教えてくれない。	現状維持	事案があれば直接削除要請する。 引き続き国に法整備を要望する。	

66	9. 性的マイノリティへの人権侵害	①性的マイノリティへの理解促進	学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。	戸籍住民登録事業	性別欄の削除	全課	全課	令和3年度 印鑑登録証明書の性別欄の削除	性別の必要性は各課(事業担当課)でないといけない。	現状維持	引き続き、各課で性別の必要性を考慮し、各種申請用紙等の性別欄を削除する。	
67	9. 性的マイノリティへの人権侵害	①性的マイノリティへの理解促進	学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。	人権啓発事業	研修会	住民人権課	大阪府 大阪府人権協会	令和5年度 太子町人権啓発推進大会講演会 参加者29人 令和4年度 太子町人権協会子どもの人権を守る部会 研修会 参加者14人		現状維持	性的マイノリティに対する理解促進のため、研修会を行う。	
68	9. 性的マイノリティへの人権侵害	①性的マイノリティへの理解促進	学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。	教職員研修	教職員に対する研修会	教育総務課	大阪府教育センター	教職員における性的マイノリティに関する理解が深まった (別紙)	研修講師の人選	現状維持	教職員の転出入が予想されるため、引き続いて同様の研修会を実施していく。	
69	9. 性的マイノリティへの人権侵害	①性的マイノリティへの理解促進	学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。	人権教育事業	人権作品コンクール	生涯学習課	太子町人権教育推進協議会	令和6年度 総応募数637作品 (内訳) 標語の部: 423作品 詩の部: 70作品 ポスターの部: 144作品	応募者数の減少	現状維持	町内の園児、児童、生徒が自らの人権意識に基づいて作品を作り上げ、またそれを表彰することにより、より一層の人権意識の向上を図る。	
70	9. 性的マイノリティへの人権侵害	②性的マイノリティに関する啓発の推進	性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いや言動は不当であることの認識を広める啓発活動を推進します。	人権啓発事業	啓発チラシ 広報誌	住民人権課	大阪府 大阪府人権協会	令和6年度 ・啓発チラシ配布 ・広報たいし2月号 「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」		現状維持	引き続き、広報周知を行う。	
71	9. 性的マイノリティへの人権侵害	③情報提供・相談体制の充実	性的マイノリティの人が安心して自分らしく生きるための情報提供や、相談窓口を案内するとともに、専門相談機関との連携などの対応に努めます。	人権啓発事業	人権相談	住民人権課	大阪府 大阪府人権協会	令和6年度 人権相談員2人養成 (別紙)	人権相談員として経験を積む機会が少ない。	拡大	人権相談員を養成する。様々な研修に参加する。	

72	10. 感染症に起因する人権侵害 1)ハンセン病回復者に対する人権侵害	①ハンセン病回復者に関する人権教育・啓発の推進	ハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。	人権啓発事業	啓発チラシ	住民人権課	大阪府 大阪府人権協会	令和6年度 啓発チラシ配布		現状維持	引き続き広報周知を行う。	
73	10. 感染症に起因する人権侵害 1)ハンセン病回復者に対する人権侵害	②相談窓口の充実	当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。	人権啓発事業	人権相談	住民人権課	大阪府 大阪府人権協会	令和6年度 人権相談員2人養成 (別紙)	人権相談員として経験を積む機会が少ない。	拡大	人権相談員を養成する。 様々な研修に参加する。	
74	10. 感染症に起因する人権侵害 2)HIV感染者に対する人権侵害	①HIV感染者に関する人権教育・啓発の推進	HIV感染症に関する正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。	HIV感染症予防啓発事業	富田林保健所との連携により、啓発物の掲示および配布を行っている	いきいき健康課 保健センター	富田林保健所	対象者が少ないため 成果は見えにくい	同左	現状維持	ホームページなどのネットワーク媒体を活用して啓発していく。	
75	10. 感染症に起因する人権侵害 2)HIV感染者に対する人権侵害	①HIV感染者に関する人権教育・啓発の推進	小中学校においては、児童生徒の発達段階に応じた性教育を推進し、HIVに対する正しい知識の普及に努めます。	人権に関する授業	HIV感染者に関する人権教育・啓発の推進	教育総務課		児童生徒がHIV感染者に対する理解が深まった。 (別紙)	教材や資料の準備	現状維持	今後もHIV感染者への差別等が無いように授業を実施していく。	
76	10. 感染症に起因する人権侵害 2)HIV感染者に対する人権侵害	②相談窓口の充実	当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。	人権啓発事業	人権相談	住民人権課	大阪府 大阪府人権協会	令和6年度 人権相談員2人養成 (別紙)	人権相談員として経験を積む機会が少ない。	拡大	人権相談員を養成する。 様々な研修に参加する。	
77	10. 感染症に起因する人権侵害 3)新型コロナウイルス感染者に対する人権侵害	①新型コロナウイルスに関する人権教育・啓発の推進	新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及を図り、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者などに対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進し、新たな人権問題の発生の防止に努めます。	人権啓発事業	啓発チラシ	住民人権課		令和5年度 啓発チラシ配布	ワクチン非接種者差別を防止する。	現状維持	引き続き広報周知を行う。	

78	10. 感染症に起因する人権侵害 3) 新型コロナウイルス感染者に対する人権侵害	①新型コロナウイルスに関する人権教育・啓発の推進	新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及を図り、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者などに対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進し、新たな人権問題の発生の防止に努めます。	新型コロナウイルス感染症対策予防事業 こころほぐしの会(こころの健康相談)	新型コロナウイルス感染症対策に係る啓発機会において、感染陽性者やその周囲の人に対しての偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行った。	いきいき健康課 保健センター		コロナウイルス相談窓口への人権侵害に関する相談はない。	健康危機が起こった際には、こころの健康も侵されてしまうが、対応する担当課が双方の対策をしないといけず、十分に人権に対応することができなくなる。	現状維持	ホームページなどのネットワーク媒体を活用して啓発していく。	
79	10. 感染症に起因する人権侵害 3) 新型コロナウイルス感染者に対する人権侵害	②相談窓口の充実	コロナ禍が新たな貧困と格差の拡大を生み出さないよう庁内の関係機関が連携し、人権の視点に立った相談窓口の充実を図ります。	人権啓発事業	人権相談	住民人権課		令和6年度 人権相談員2人養成 (別紙)	人権相談員として経験を積む機会が少ない。	拡大	人権相談員を養成する。様々な研修に参加する。	
80	11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別	①児童生徒を含めたすべての住民への自殺対策の教育と啓発の推進	すべての住民が自らのこころを健康に保つとともに、不調に陥った場合や、周りの人の不調に気付いた場合に適切な対処が行えるよう、多様な媒体・手段を活用した普及啓発に努めます。	こころの健康づくり推進事業	こころの健康教育 ゲートキーパー養成研修を実施していたが、コロナ禍では未実施 街頭啓発活動 学生や就労者を対象に駅前でのおはよう啓発活動を実施	いきいき健康課 保健センター		令和6年度 ・2月12日住民対象にゲートキーパー養成講座 42人参加 (別紙)	健康危機が起こった際には、こころの健康も侵されてしまうが、対応する担当課が双方の対策をしないといけず、十分に人権に対応することができなくなる。	現状維持	ホームページなどのネットワーク媒体を活用して啓発していく。	
81	11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別	①児童生徒を含めたすべての住民への自殺対策の教育と啓発の推進	学校などの教育機関と連携し、児童生徒が信頼できる大人に助けを求められる相談体制の充実に取り組みます。	こころの健康づくり推進事業	こころの健康教育 たいしくんスマイルの対象事業として睡眠とストレスについての講義を行い、こころの健康について講義を行った 街頭啓発活動 学生や就労者を対象に駅前でのおはよう啓発活動を実施	いきいき健康課 保健センター		令和6年度 ・駅前啓発を行い勤労者や学生に啓発チラシを配布 ・3月の自殺予防月間にはLINEによる啓発	健康危機が起こった際には、こころの健康も侵されてしまうが、対応する担当課が双方の対策をしないといけず、十分に人権に対応することができなくなる。	現状維持	ホームページなどのネットワーク媒体を活用して啓発していく。	
82	11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別	②自殺リスクを低下させるための支援	「生きることの包括的な支援」を総合的に推進し、自殺未遂者や自死遺族に対する支援体制の充実に取り組みます。	こころの健康づくり推進事業	こころほぐしの実施 心の健康相談を年6回開催	いきいき健康課 保健センター		令和6年度 こころほぐしの会 4回開催 12人相談	健康危機が起こった際には、こころの健康も侵されてしまうが、対応する担当課が双方の対策をしないといけず、十分に人権に対応することができなくなる。	現状維持	ホームページなどのネットワーク媒体を活用して啓発していく。	
83	11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別	③地域におけるネットワークの強化	誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、太子町自殺対策ネットワーク会議をはじめ、全庁的な連携体制を構築し、住民、地域、関係機関、事業主、学校などとのネットワークの強化を図ります。	こころの健康づくり推進事業	太子町いのちを支える自殺対策協議会の設置 年1回の会議開催予定するがコロナ禍では未実施	いきいき健康課 保健センター		自殺企図のある人についての情報がネットワークを介して入り支援につながるようになった	コロナ禍など人とのつながりが控えることで、ネットワークがうまくつながらなくなった	現状維持	ホームページなどのネットワーク媒体を活用して啓発していく。	